

◎豊橋市におけるセルフプランの考え方の整理

【豊橋市におけるセルフプラン数の推移】

年月 (時点)	セルフプラン (者)	受給者数 (者)	セルフプラン (児・日本人)	セルフプラン (児・外国人)	受給者数 (児)
H30.4	17	2436	16	56	667
H31.4	5	2583	10	32	758
R2.4	5	2697	19	30	882
R3.4	4	2951	13	26	1009
R4.4	3	3124	16	27	1186
R5.4	4	3301	14	4	1385
R6.4	1	3410	11	15	1575

【セルフプラン利用の可否について】

▶者のセルフプランについて

セルフプランは原則認めない。

(例外：居住地特例の虐待ケースで他市の基幹相談支援センターが計画を作成しているが報酬を請求できないので形式上セルフプランとなっているケースや居住地特例で転出先が山奥の過疎地の施設で相談員がすぐに見つからなかったケース。)

▶児のセルフプランについて

セルフプランは原則認めないが、以下の①・②の場合で希望者については条件付きで認める。

①利用者（保護者）がセルフマネジメント出来る方の場合

(例：保護者が福祉関係者等で障害特性やサービス内容に熟知している場合)

②初めてのサービス申請、かつ、事情によりすぐに相談員が見つからない場合。但し、引き続き相談員を探してもらうこととし、遅くとも次回の更新時までには相談員をつけること。

(例：外国語に対応している事業所に空きが無く、受入可能時期が数か月先になる場合等)

●セルフプラン作成者へのサポート体制

・新規サービス利用時には、基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所にセルフプランの内容を必ず確認してもらい助言を受けることとする。

【まとめ】

豊橋市ではセルフプランを安易に認めるものではなく、あくまでサービスの円滑な利用のためやむを得ない場合に限り認めるものとする。また、相談支援専門員全体のレベルアップを図ることで1人当たり対応可能人数を増やしたり、相談支援事業所数や相談員数そのものを増やしていくための取り組みが根本的に重要であるため、こうした取り組みについて継続して検討していくこととする。